

# 支援金詳細

## 教育訓練給付制度

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

地域	
支援の種類	給付型（ 1 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	(1)専門実践教育訓練：業務独占資格などの取得を目標とする講座など (2)特定一般教育訓練：業務独占資格などの取得を目標とする講座など (3)一般教育訓練：資格の取得を目標とする講座など
公募期間	2022年4月1日～
上限金額・助成金	(1)受講費用の50%（年間上限40万円） (2)受講費用の40%（上限20万円） (3)受講費用の20%（上限10万円）
給付要件	雇用保険の加入期間などの条件があります。詳細は、HPを参照して下さい。
その他	受講修了日の翌日から起算して1か月以内に支給申請手続きを行う必要があります。
問合せ先	お住まいを管轄するハローワークにお問合せください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html">https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html</a>
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html</a>